

「消防用設備等の軽微な工事に係る運用」

1 目的

千葉県消防同意等事務処理規程（以下「同意規程」という。）第 11 条第 3 項本文ただし書き及び当該規定を準用する第 4 項の運用並びに留意事項を明確にすることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 軽微な工事

着工届及び工事計画届並びに現場確認を省略することができる小規模な工事をいう。

(2) 着工届

消防法（以下「法」という。）第 17 条の 14 の規定による工事整備対象設備等着工届をいう。

(3) 工事計画届

千葉県火災予防条例（以下「条例」という。）第 47 条の 2 の規定による消防用設備等の工事計画届をいう。

(4) 設置届

法第 17 条の 3 の 2 の規定による消防用設備等設置届をいう。

(5) 使用開始届

条例第 43 条の規定による防火対象物の使用開始（変更）届をいう。

(6) 消防検査

法第 17 条の 3 の 2 の規定による検査をいう。

(7) 完成検査

消防検査のうち現場確認を伴うものをいう。

(8) 新設

防火対象物（新築のものを含む。）に従前から設けられていない消防用設備等又は特殊消防用設備等を新たに設けることをいう。

(9) 増設

防火対象物に現に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加することをいう。

(10) 移設

防火対象物に現に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その構成機器・装置等の全部又は一部の設置位置を変えることをいう。

(11) 取替え

防火対象物に現に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有するものに交換することをいう。

(12) 改造

防火対象物に現に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加若しくは交換し、又は取り外して消防用設備等の構成、機能・性能等を変えることをいい、「取替え」に該当するものを除く。

3 着工届の取扱い

着工届は、消防用設備等又は特殊消防用設備等に係る工事で新設、増設、移設、取替え及び改造に係るものについて要するものである。ただし、消防用設備等の増設、移設及び取替えに係る工事のうち、表1に掲げる軽微な工事範囲に該当するものにあつては、次により取り扱うことにより着工届を要しないことができるものとする。

なお、工事の内容がすべて軽微な工事範囲内であれば複数の消防用設備等について複数の工事区分（増設、移設及び取替のうち複数）にわたり同時に行なう場合も含むものとする。

- (1) 消防法施行令（以下「令」という。）第36条の2第1項に掲げる消防用設備等に係る工事については、着工届の有無に係わらず当該消防用設備等に係る甲種消防設備士が行わなければならないこと。
- (2) 甲種消防設備士は、軽微な工事を実施した場合においても、当該工事の内容を記録するとともに、消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書（設計書、仕様書、計算書、系統図、配管・配線図、平面図、立面図及び断面図等）、現場の状況を補足する写真及び試験データ等を作成・整備したものを3部作成すること。このうち、防火対象物の関係者に設置届用として2部提出し、残りの1部は設置届が提出されるまでの間、甲種消防設備士が保管すること。

4 工事計画届の取扱い

工事計画届の取扱いは、3（（1）を除く。）を準用すること。この場合、「表1」は「表3」と、「甲種消防設備士」は「工事施工者」と読み替えること。

5 消防機関へ通報する火災報知設備及び令第29条の4に規定される消防用設備等について

消防機関へ通報する火災報知設備及び令第29条の4に規定される必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等における軽微な工事に関しては、表2及び表4に掲げる工事について、軽微な工事に準じた扱いとすることができるものとする。

なお、この場合においては着工届又は工事計画届の提出を要するものとし、設置届及び消防検査については、次の6によること。

6 設置届及び消防検査

設置届及び消防検査は、消防用設備等に係る工事で新設、増設、移設、取替え及び改造に係るものについて要するものである。ただし、消防用設備等の増設、移設及び取替えに係る工事のうち、表1から表4に掲げる軽微な工事範囲に該当するものにあつては、次により取り扱うことにより完成検査を省略することができるものとする。

なお、軽微な工事であっても設置届を省略することはできないものであること。

- (1) 防火対象物の関係者は、3（2）及び当該規定を準用する4により甲種消防設備士又は工事施工者から提出された書類等を添付した設置届を作成し届出を行うこと。
- (2) 軽微な工事に係る消防検査については、設置届に添付された表5に掲げる消防用設備等に関する書類及び施工状況がわかる写真等（以下「写真等」という。）において適合性を確認することにより行うこと。

なお、完成検査を省略した場合は、その旨を設置届に朱書き等で記録すること。

(3) (2)による場合において、消防用設備等が技術基準に適合している旨の消防機関の意志表示は、設置届の副本を返却することにより行い、消防法施行規則（以下「規則」という。）第31条の3第4項に基づく検査済証の交付は行わないこととする。

なお、副本の返却の際には、同意規程第11条第3項第2号を準用し、届出済印を副本に押印し返却するものとする。

(4) 防火対象物の関係者は、消防用設備等の修理、整備等の経過一覧表に所要の事項を確実に記録するとともに、規則第31条の6第3項に規定する維持台帳に消防機関から返却された設置届の副本を保存し、査察時等に提示できるようにしておくこと。

なお、査察員にあつては、軽微な工事に係る事項について、査察等の機会をとらえ維持台帳に編冊された経過一覧表及び試験結果報告書の内容並びに現場の状況を確認し、消防用設備等が適性に設置・維持されていることを確認すること。

7 使用開始届の取扱い

消防用設備等に係る軽微な工事の際、防火対象物の使用開始届を行う必要がある場合は、当該届出の省略はできないものであるが、使用開始検査（同意規程第11条第4項に規定する検査をいう。）のうち現場確認を省略することができるものであること。

なお、この場合においても、表5の防火対象物欄に掲げる写真等により適合性を確認すること。

8 運用上の留意事項

軽微な工事に関する運用については、上記によるほか次の事項に留意すること。

(1) 消防用設備等に係る軽微な工事の範囲については、表1から表4に掲げるとおりであるが、当該表に該当しない工事であっても、完成検査によらず基準への適合性を確認できることが明らかな工事にあつては、完成検査を省略して差し支えないものであること。

また、軽微な工事に該当するか否か判断が困難なものにあつては、施工者に対して、事前に協議・相談するよう指導すること。

(2) 軽微な工事に該当する場合であっても、次のいずれかに該当する場合は、完成検査を行うものとする。

ア 関係者又は施工者から現場確認を実施してほしい旨の要望があつた場合

イ 検査済証を交付する必要がある場合

ウ 写真等のみでは、基準への適合性を確認することができない場合

エ その他完成検査が必要と認められる場合

(3) 表5に掲げる写真等は、技術基準への適合性を確認するために必要なものの例示であり、これ以外の方法等によりその適合性が確認できる場合は、これによらないことができるものであること。

また、技術基準への適合性を確認するために、表5に掲げる写真等以外のものが必要である場合は、当該写真等の提出により完成検査を省略することができるものであること。

(4) 一の防火対象物において軽微な工事が繰り返される場合は、当該工事ごとに設置届を提出し、当該工事ごとに軽微な工事に該当するかどうかを判断すること。ただし、短期間に工事が繰り返し行われる場合は、工事箇所や関係者等を総合的に勘案し、同一工事と判断されるものにあつては同一

工事として取り扱うこと。

- (5) 6のただし書きにより現場確認を省略した消防検査を行う場合、同意規程第11条第3項に規定する完成検査には該当しないため、同項各号の規定は適用されないものであること。

9 その他

ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）又はその塩を含有する泡消火薬剤（以下「PFOS含有泡消火薬剤」という。）を用いる泡消火設備の取り扱い

- (1) PFOS含有泡消火薬剤に異なる型式の泡消火薬剤を補充する行為のうち、最初の補充については、「工事」のうちの「改造」に該当するものであること。ただし、本行為に限り「軽微な工事」とみなし、着工届は要しないものとし、消防検査については現場確認を省略することができるものであること。

また、2回目以降の補充は既に混合されている泡消火薬剤への補充であることから「整備」とみなし、着工届並びに設置届及び消防検査は要しないものであること。

- (2) この場合の設置届には、試験結果報告書に代えて、(3)に適合することを確認した資料を添付すること。

- (3) PFOS含有泡消火薬剤を使用する泡消火設備について、点検や火災等により泡消火薬剤の補充が必要となった場合、次のア及びイに適合することが確認されている泡消火薬剤に限り、補充する薬剤として用いることができることに留意すること。

ア 補充する泡消火薬剤は、当該泡消火設備において使用しているPFOS含有泡消火薬剤と任意の割合で混合した場合において、規格省令に規定する基準に適合することが確認されているものであること。

イ 当該泡消火設備において使用している泡ヘッドは、当該泡消火設備において使用しているPFOS含有泡消火薬剤及び補充する泡消火薬剤のいずれと組み合わせても所要の性能を有することが確認されているものであること。

【表1】軽微な工事範囲（着工届）

消防用設備等の種類	増設	移設	取替え
屋内消火栓設備 屋外消火栓設備	1 消火栓箱 →2 基以下で既設と同種類のものに限る →加圧送水装置等の性能(吐出量、揚程)、配管サイズ及び警戒範囲に影響を及ぼさないものに限る	1 消火栓箱 →同一の警戒範囲内での移設	加圧送水装置を除く構成部品
スプリンクラー設備	1 ヘッド →5 個以下で、既設と同種類のもので、かつ、散水障害がない場合に限る →加圧送水装置等の性能(吐出量、揚程)、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る 2 補助散水栓箱 →2 個以下で既設と同種類のものに限る	1 ヘッド →5 個以下で防護範囲が変わらない場合に限る 2 補助散水栓箱 →同一警戒範囲内の移設	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
水噴霧消火設備	1 ヘッド →既設と同種類のもの →一の選択弁において5 個以内 →加圧送水装置等の性能(吐出量、揚程)、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る	1 ヘッド →1 の選択弁において2 個以内 2 手動起動装置 →同一放射区域内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
泡消火設備	1 ヘッド →既設と同種類のもの →一の選択弁において5 個以内 →加圧送水装置等の性能(吐出量、揚程)、配管サイズ、泡混合装置、泡消火剤貯蔵量等の能力に影響を及ぼさないものに限る	1 ヘッド →1 の選択弁において5 個以下で警戒区域の変更のない範囲 2 手動起動装置 →同一放射区域内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る	加圧送水装置(制御盤を含む)、泡消火剤混合装置、減圧弁、圧力調整弁を除く構成部品
不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備	1 ヘッド・配管(選択弁の二次側に限る) →既設と同種類のもの →5 個以下で薬剂量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る 2 ノズル →既設と同種類のもの →5 個以下で薬剂量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る 3 移動式の消火設備 →既設と同種類のもの →同一室内に限る 4 制御盤、操作盤等の電気機器起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 →既設と同種類のもの →同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る	1 ヘッド・配管(選択弁の二次側に限る) →5 個以下で放射区域の変更のない範囲 2 ノズル →5 個以下で放射区域の変更のない範囲 3 移動式の消火設備 →同一室内に限る 4 制御盤、操作盤等の電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 →同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る	すべての構成部品 →放射区画に変更のないものに限る
自動火災報知設備	1 感知器 →既設と同種類のもの →10 個以下 2 発信機、ベル、表示灯 →既設と同種類のもの →同一警戒区域内に限る	1 感知器 →10 個以下で警戒区域の変更がない場合に限る 2 発信機、ベル、表示灯 →同一警戒区域内に限る	1 感知器 →10 個以下 2 受信機、中継器 →7 回線を超えるものを除く 3 発信機、ベル、表示灯
ガス漏れ火災警報設備	1 検知器 →既設と同種類のもの →5 個以下で警戒区域の変更がない場合に限る	1 検知器 →5 個以下で警戒区域の変更がない場合に限る	受信機を除く
避難器具 (金属製避難はしご(固定式に限る)) (救助袋)(緩降機)	該当なし	1 本体・取付金具 →同一階に限る →設置時と同じ施工方法に限る	1 標識 2 本体・取付金具 →設置時と同じ施工方法に限る

【表2】軽微な工事範囲（消防機関へ通報する火災報知設備）

(着工届及び設置届は要するが、完成検査を省略することができる)

消防機関へ通報する火災報知設備	1 自動火災報知設備との連動起動に関する工事のみを行う場合 2 メッセージ内容を変更(ロムを変更)する工事のみを行う場合
-----------------	---

【表3】軽微な工事範囲（工事計画届）

消防用設備等の種類	増設	移設	取替え
動力消防ポンプ設備	該当なし	該当なし	ポンプ及びポンプ駆動用の内燃機関を除く構成部品
漏電火災警報器	該当なし	変流器の移設で、同一警戒電路内の場合	すべての構成部品で、型式に変更がない場合
非常警報設備 （非常ベル・自動式サイレン）	音響装置、起動装置又は表示灯の増設で、次のすべてに該当する場合 1 既設と同種類のもの 2 同一階の範囲に増設する場合	音響装置、起動装置又は表示灯の移設で、同一階の範囲の場合	すべての構成部品
非常警報設備 （放送設備）	1 起動装置、通話装置（非常電話を含む）又は表示灯の増設で、次のすべてに該当する場合 （1）既設と同種類のもの （2）同一報知区域内に増設する場合 2 スピーカーの増設で、次のすべてに該当する場合 （1）既設と同種類のもの （2）5個以下の場合	1 起動装置、通話装置（非常電話を含む）又は表示灯の移設で、同一報知区域内のもの 2 スピーカーの移設のうち、5個以下の場合	増幅器、操作部又は遠隔操作器を除く構成部品
避難器具 （着工届に該当しないもの）	該当なし	本体・取付金具の移設で、同一階の場合、かつ、設置時と同じ施工方法の場合	1 標識の取替え 2 本体・取付金具の取替えて、設置時と同じ施工方法の場合
誘導灯及び誘導標識	5個以下の増設の場合	5個以下の移設の場合	すべての構成部品
消防用水	該当なし	該当なし	該当なし
排煙設備	1 防煙区画の増設で、排煙機及び給気機の能力に影響がない場合 2 排煙口、給気口及び風道の増設で排煙機及び給気機の能力に影響がない場合 3 手動起動装置の増設で、操作性に影響がない場合 4 自動起動装置の増設で、既設と同種類の場合	1 排煙口、給気口及び風道の移設で、排煙機及び給気機の能力に影響がない場合 2 手動起動装置の移設で、同一防煙区画内の場合、かつ、操作性に影響がない場合 3 自動起動装置の移設で、同一防煙区画内の場合、かつ、既設と同種類の場合	排煙機及び給気機を除く構成部品
連結散水設備	一の送水区域において5個以下のヘッド（既設と同種類のものに限る）の増設で、送水区域に変更のない範囲である場合	一の送水区域において5個以下のヘッドの移設で、送水区域に変更のない範囲である場合	全ての構成部品
連結送水管	該当なし	該当なし	加圧送水装置、減圧弁及び圧力調整弁を除く構成部品で同種類のもの
非常コンセント設備	該当なし	該当なし	すべての構成部品
無線通信補助設備	該当なし	該当なし	増幅器を除くすべての構成部品で、方式、周波数帯域及び設置方式に変更がない場合

【表4】軽微な工事範囲（令第29条の4）

（着工届又は工事計画届及び設置届は要するが、完成検査を省略することができる）

消防用設備等の種類	増設	移設	取替え
パッケージ型消火設備	2基（既設と同種類のもの）以下で、同一室内のもの	同一室内のもの	全ての構成部品
パッケージ型自動消火設備	1 ヘッド 5個（既設と同種類のもの）以下で、散水障害がないもの、かつ、パッケージ型自動消火設備の性能に影響を及ぼさないもの 2 感知部 10個（既設と同種類のもの）以下	1 ヘッド 5個以下で防護範囲が変わらないもの 2 感知部 10個（既設と同種類のもの）以下	受信装置を除く構成部品
共同住宅用スプリンクラー設備	1 ヘッド 5個（既設と同種類のもの）以下で、散水障害がないもの、かつ、加圧送水装置の性能（吐出、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないもの 2 補助散水栓箱 2個以下で既設と同種類のもの	1 ヘッド 5個以下で、防護範囲が変わらないもの 2 補助散水栓箱 同一警戒範囲内の移設	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁を除く構成部品
共同住宅用自動火災報知設備	1 感知器 10個（既設と同種類のもの）以下 2 音声警報装置、補助音響装置、戸外表示器 既設と同種類のもの	1 感知器 10個（既設と同種類のもの）以下 2 音声警報装置、補助音響装置、戸外表示器 既設と同種類のもの	1 感知器 10個以下 2 住棟受信機、中継器 7回線を超えるものを除く 3 共同住宅用受信機 4 音声警報装置、補助音響装置、戸外表示器
住戸用自動火災報知設備	1 感知器 10個（既設と同種類のもの）以下 2 補助音響装置、戸外表示器 既設と同種類のもの	1 感知器 10個（既設と同種類のもの）以下 2 補助音響装置、戸外表示器 既設と同種類のもの	1 感知器 10個以下 2 住戸用受信機 3 中継器、音声警報装置、補助音響装置、戸外表示器
共同住宅用非常警報設備	起動装置、ベル、サイレン、表示灯 既設と同種類のもので、同一階の範囲に増設する場合	起動装置、ベル、サイレン、スピーカー、表示灯 同一階の範囲の場合	全ての構成部品
共同住宅用連結送水管	該当なし	該当なし	加圧送水装置、減圧弁及び圧力調整弁を除く構成部品で同種類のもの
共同住宅用非常コンセント設備	該当なし	該当なし	全ての構成部品
特定小規模施設用自動火災報知設備	自動火災報知設備の例による	同左	同左
加圧防排煙設備	排煙設備の例による	同左	同左
複合型居住施設用自動火災報知設備	自動火災報知設備の例による	同左	同左
特定駐車場用泡消火設備	1 ヘッド 泡消火設備の例による 2 感知継手 5個以下	ヘッド 5個以下	泡消火設備の例による

【表5】完成検査等を省略する際に添付する写真等

下表に掲げるものは、防火対象物に関する案内図、平面図等の建築図面の他に、技術基準への適合性を確認するために必要なものの例示であり、表に掲げるもの以外にも写真等が必要となる場合もあります。

消防用設備等の種類等	添付図書	添付写真
<ul style="list-style-type: none"> ・ 防火対象物 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 求積図 ・ 断面図 ・ 仕上表 ・ 無窓階算定に係る資料（建具表、キープラン含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火気用排気ダクトの写真 （ダクト種類、遮熱処理前後の写真） ・ 無窓階算定開口部の内側、外側の写真 ・ 内装制限の分かる写真
<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋内消火栓設備 ・ パッケージ型消火設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器仕様書 ・ 系統図 ・ 設備平面図 ・ 必要に応じ摩擦損失計算書 ・ 旧機器の仕様の分かる資料（取替えの場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置前後の写真 （型式・認定番号等も分かるもの） ・ 放水圧力に関係するものは、放水圧力試験時の写真 ・ 設置高さの規定のあるものは、設置高さの分かる写真
<ul style="list-style-type: none"> ・ スプリンクラー設備 ・ パッケージ型自動消火設備 ・ 共同住宅用スプリンクラー設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器仕様書 ・ 系統図 ・ 設備平面図 ・ 必要に応じ摩擦損失計算書 ・ 旧機器の仕様の分かる資料（取替えの場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置前後の写真 （型式・認定番号等も分かるもの） ・ 放水圧力に関係するものは、放水圧力試験時の写真 ・ 設置高さの規定のあるものは、設置高さの分かる写真 ・ 標識が必要なものは、標識の設置写真
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水噴霧消火設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器仕様書 ・ 系統図 ・ 設備平面図 ・ 必要に応じ摩擦損失計算書 ・ 放射区域一覧表（増設の場合） ・ 旧機器の仕様の分かる資料（取替えの場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置前後の写真 （型式・認定番号等も分かるもの） ・ 放射圧力に関係するものは、放射圧力試験時の写真 ・ 設置高さの規定のあるものは、設置高さの分かる写真 ・ 標識が必要なものは、標識の設置写真
<ul style="list-style-type: none"> ・ 泡消火設備 ・ 特定駐車場用泡消火設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器仕様書 ・ 系統図 ・ 設備平面図 ・ 必要に応じ摩擦損失計算書 ・ 放射区域一覧表（増設の場合） ・ 旧機器の仕様の分かる資料（取替えの場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置前後の写真 （型式・認定番号等も分かるもの） ・ 放射圧力に関係するものは、放射圧力試験時の写真 ・ 設置高さの規定のあるものは、設置高さの分かる写真 ・ 標識が必要なものは、標識の設置写真

消防用設備等の種類等	添付図書	添付写真
<ul style="list-style-type: none"> ・ 不活性ガス消火設備 ・ ハロゲン化物消火設備 ・ 粉末消火設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器仕様書 ・ 系統図 ・ 設備平面図 ・ ダクト図 ・ 防護区画一覧表（増設の場合） ・ 旧機器の仕様の分かる資料（取替えの場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置前後の写真 （型式・認定番号等も分かるもの） ・ 設置高さの規定のあるものは、設置高さの分かる写真 ・ 標識が必要なものは、標識の設置写真
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動火災報知設備 ・ 共同住宅用自動火災報知設備 ・ 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備 ・ 特定小規模施設用自動火災報知設備 ・ 複合型居住施設用自動火災報知設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器仕様書 ・ 系統図 ・ 設備平面図 ・ 旧機器の仕様の分かる資料（取替えの場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置前後の写真 （型式・認定番号等も分かるもの） ・ 煙感知器で壁等からの距離が近い場合、距離の分かる写真 ・ 感知器が空気吹出し口からの距離が近い場合、距離の分かる写真 ・ 設置高さの規定のあるものは、設置高さの分かる写真 ・ 作動試験、火災表示試験の写真 ・ 標識が必要なものは、標識の設置写真 ・ 電源回路等を確認できる写真
<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス漏れ火災警報設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器仕様書 ・ 系統図 ・ 設備平面図 ・ 旧機器の仕様の分かる資料（取替えの場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置前後の写真 （型式・認定番号等も分かるもの） ・ 設置高さの規定のあるものは、設置高さの分かる写真 ・ 電源回路等を確認できる写真
<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難器具 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器仕様書 ・ 設備平面図 ・ 強度計算書（計算を要するもの） ・ 旧機器の仕様の分かる資料（取替えの場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置前後の写真 （型式・認定番号等も分かるもの） ・ 設置前後の施工方法の分かる写真 ・ 降着面等までの高さ規定のあるものは高さの分かる写真 ・ 標識が必要なものは、標識の設置写真
<ul style="list-style-type: none"> ・ 誘導灯 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器仕様書 ・ 設備平面図 ・ 旧機器の仕様の分かる資料（取替えの場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置前後の写真 （型式・認定番号等も分かるもの） ・ 電源回路等を確認できる写真
<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常警報設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器仕様書 ・ 系統図 ・ 設備平面図 ・ 旧機器の仕様の分かる資料（取替えの場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置前後の写真 （型式・認定番号等も分かるもの） ・ 設置高さの規定のあるものは、設置高さの分かる写真 ・ 電源回路等を確認できる写真
<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防機関へ通報する火災報知設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器仕様書 ・ 系統図 ・ 設備平面図 ・ ロム内容の分かる書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置前後の写真 （型式・認定番号等も分かるもの） ・ 動画（連動工事・メッセージ内容変更（ロム変更）工事の場合） ・ 電源回路等を確認できる写真

消防用設備等の種類等	添付図書	添付写真
<ul style="list-style-type: none"> ・ 動力消防ポンプ設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器仕様書 ・ 設備平面図 ・ 旧機器の仕様の分かる資料（取替えの場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置前後の写真 （型式・認定番号等も分かるもの） ・ 放水圧力試験時の写真
<ul style="list-style-type: none"> ・ 漏電火災警報器 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器仕様書 ・ 設備平面図 ・ 旧機器の仕様の分かる資料（取替えの場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置前後の写真 （型式・認定番号等も分かるもの） ・ 電源回路等を確認できる写真
<ul style="list-style-type: none"> ・ 排煙設備 ・ 加圧防排煙設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器仕様書 ・ 系統図 ・ 設備平面図 ・ 排煙機の能力、区画面積、各機器の位置が分かるもの ・ 自然排煙の場合、排煙口の大きさ ・ ダクト図 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置前後の写真 （型式・認定番号等も分かるもの） ・ 設置高さの規定のあるものは、設置高さの分かる写真
<ul style="list-style-type: none"> ・ 連結散水設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器仕様書 ・ 系統図 ・ 設備平面図 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置前後の写真 （型式・認定番号等も分かるもの） ・ 設置高さの規定のあるものは、設置高さの分かる写真
<ul style="list-style-type: none"> ・ 連送送水管 ・ 共同住宅用連結送水管 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器仕様書 ・ 系統図 ・ 設備平面図 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置前後の写真 （型式・認定番号等も分かるもの） ・ 設置高さの規定のあるものは、設置高さの分かる写真 ・ 放水圧力試験時の写真
<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常コンセント設備 ・ 共同住宅用非常コンセント設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器仕様書 ・ 系統図 ・ 設備平面図 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置前後の写真 （型式・認定番号等も分かるもの） ・ 端子電圧試験の写真
<ul style="list-style-type: none"> ・ 無線通信補助設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器仕様書 ・ 系統図 ・ 設備平面図 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置前後の写真 （型式・認定番号等も分かるもの） ・ 電圧定在波比の測定写真